

タクシー乗務員の皆さんへ

**車両末尾番号による入構規制の一時解除について**

繁忙期におけるタクシーの供給不足を緩和するため、羽田空港第1～第4タクシー乗り場に入構する車両の末尾番号奇数・偶数による入構規制を一時解除いたします。

期間

令和6年9月14日(土)午前8時から令和6年9月23日(月)  
東京タクシーセンター指導員による国内線配車業務終了までの間。

タクシー乗り場管理運営委員会

問合せ先

(公財) 東京タクシーセンター 指導部 03-3648-2155